アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

- **1 開催日時** 平成29年8月9日 (水曜日) 午前10時15分~午前11時5分
- 2 開催場所 第3·第4委員会室
- 3 案 件
 - 1 記録の提出期限の延長について
 - 2 調査事項と出資との関連性について
 - 3 記録の提出について
 - 4 その他

〇出席委員

委 員	長	丸	野	達	夫		委	員	長名	川名	章	悦
副委員	長	Щ	脇		智		委	員	藤	原	浩	亚
委	員	中	村	美津	緒		委	員	仲	谷	良	子
委	員	木	戸	喜美	男		委	員	秋	村	光	男
委	員	里	村	誠	悦							

〇欠席委員

委 員 赤 木 長 義

〇事務局出席職員氏名

議会事務局次長 八木澤		ト澤		透	議事調査課主査	Щ	内	克	昌
議事調査課長	齌	藤	賢	岡川	議事調査課主査	柴	田		聡
議事調査課副参事	横	内	英	雄	議事調査課主査	花	田		昌
議事調査課主査	Щ	田		達	議事調査課主査	高	木		涉
議事調査課主査	石	澤	貴	志					

〇丸野達夫委員長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

初めに、15分程度開会が遅くなりましたことをおわび申し上げます。

出欠の確認ですが、赤木委員が所用のため欠席となっております。

本日は、お手元の案件表に従い会議を進めてまいります。

市政記者の皆様に申し上げます。

委員には、非公表の資料も配付しておりますので、委員席側には立ち入らないよう御協力をお願い申し上げます。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課 長。

〇齋藤賢剛議事調査課長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、配付資料の説明に先立ちまして、済みません、一言おわび申し上げます。

議会棟に設置している時計なんですが、実は時計そのものは新しくしたんですけれども、その配線は従来のものを利用しておりまして、その配線の老朽化に伴い、議会の時計がちょっと狂っております。現在、原因究明とその対策を行っておりますので、その点大変申しわけございませんが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、配付資料の説明をさせていただきます。

委員の皆様に、資料を7点ほど配付しております。まず1つといたしまして、アウガ問題調査特別委員会運営要領。これは、前回の7月31日の本委員会において決定した運営要領、いわゆる「案」がとれた運営要領です。次に、アウガ問題調査特別委員会における具体的な調査事項。こちらも、前回の本委員会で決定した具体的な調査事項です。

次からの資料は、委員の皆様だけに配付している資料となります。

1つが、アウガの代表清算人に対して求めております記録提出請求書です。そして、アウガの代表清算人から提出されました上申書です。そして、その上申書に対する委員長の回答文案があります。そして、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求一覧。これは、新政無所属の会から提出された記録提出要求一覧です。そして最後に、会議に当たりまして事前に配付しておりました資料ですけれども、地方自治法第 100 条及び同法第 98 条の解説の資料です。

以上7点、お手元にあろうかと思いますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

〇丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの配付資料、皆様のお手元にありますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

あれば、その資料に基づいて会議を始めたいと思います。

早速、案件に入らせていただきます。

案件の1「記録の提出期限の延長について」を議題といたします。

議事調査課長に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 記録の提出期限の延長についてであります。

前回開催の本委員会におきまして、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏――以降、鈴木弁護士と呼ばせていただきますが、鈴木弁護士に対しまして、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書外5件の記録の提出を求めることを決定し、お手元に配付の資料のとおり、8月1日付で議長名により文書を送付しているところです。

その後、資料にありますとおり、鈴木弁護士から、このたびの記録の提出に関しまして提出期限の延長を求める上申書が提出されております。上申書によりますと、青森駅前再開発ビル株式会社は、現在経理を担当する従業員が1名いるだけであり、請求する書面について管理している者がいないため記録の所在を探すのに時間を要することから、請求後1カ月間以上の提出期間を設けることを希望するとのことでありますので、このことについて御協議をよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

〇丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

皆様のお手元に上申書の写しがあります。それでは、記録の提出期限の延 長について協議してまいりたいと思います。

御意見等ありませんか。はい、秋村委員。

〇秋村光男委員 委員会側とすれば、8月10日までに提出を求めたと。しかし、その提出期限を守ってといいますか、提出期限までには資料の提出ができないというように特別清算人から言われると、やむを得ないねという、ああそうですかという以外の対応は、委員会でできるものですか。

例えば、もう少し具体的に言います。「いや、そうじゃなくて8月10日までにちゃんとやってくれよ」と。「従業員がいないというのであれば、ふやすなり何なりして、8月10日までにちゃんと提出してください。それがあなたたちの義務でしょう」というようなことなんかは、これはできますか。

- 〇丸野達夫委員長 議事調査課長。
- ○齋藤賢剛議事調査課長 済みません。いわゆる今回の記録の提出期限の延長理由が妥当なものかどうかということを、本委員会で御協議いただくことになりますので、協議の結果、ただいま秋村委員がおっしゃったような結論になるということで調えば、そのような回答の返し方も場合によっては可能であるものと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 この件に限らずですが、100条委員会は、常に相手の疎明に対してそれが妥当がどうかを判断します。それが妥当でなければ、告発ということになってくるので、そのことについても議論していかなければなりません。よって、今、鈴木弁護士より、1カ月以上時間が欲しいんだと、その理由は職員が1人しかいないからだと、そのことについて何とか御配慮願いたいという上申書が来ているので、この疎明に対して正しいかどうかを我々が判断して、正しいというのであれば、提出期限の延長を認めていくという流れになっていくと思います。

はい、秋村委員。

- ○秋村光男委員 今、委員長からいただいた御説明は、私は十分理解できます。ただ、この上申書の中身が妥当かどうかということをこの委員会で判断しろということも、非常に難しいところだと私は思うんですよ。この上申書の中身からいけば、従業員が1名しかいない、だから8月10日まで間に合わないんだということで、ああそうですかというような判断をこの委員会でするというのは、難しいような。
- **○丸野達夫委員長** まあ、それでも 100 条委員会の性質上、その疎明が正しいかどうかを判断していくのがこの委員会の役割なものですから、そこは難しいとはいっても、正しいかどうかということで──秋村委員。
- **〇秋村光男委員** そうなりますと、この上申書の中身を了とするしかないと 私は思います。
- 〇丸野達夫委員長 里村委員。
- **〇里村誠悦委員** これは、従業員が1人しかいないということなので、この人数をふやせないかということは――人数をふやして我々の要求に応えることはできないのかというのは、できるんですか。
- **〇丸野達夫委員長** そういう問い合わせもできると思います。 はい、里村委員。
- **〇里村誠悦委員** じゃあ、それを 100 条委員会で弁護士に出したらいいん じゃないかなと思いますけれども。
- **○丸野達夫委員長** ほかにありますか。はい、中村委員。
- ○中村美津緒委員 請求後1カ月以上の提出期間を設けることを希望しますと書いておりますが、1カ月以上ではなくて1カ月以内であればまだ理解はできるのですが、1カ月以上となれば、2カ月も3カ月も同じことですので、まず今、里村委員がおっしゃいましたように、経理を担当する、調査する従業員をふやすこと、そして請求後1カ月以内とするのであれば、私は理解を示したいと思います。
- **〇丸野達夫委員長** 誤解のないように言っておきますけれども、従業員をふ やせとは言えないのでね。ふやすことができますかとか、そういう問い合わ

せはできるということですよ。

ほかに御意見ありますか。はい、藤原委員。

- ○藤原浩平委員 里村委員の言うように、こちらの思いとしては、アルバイトでも、調査のための人をふやして雇って、調査を迅速に進められないかどうか伺うというか、聞いてみる。それから、やはり1カ月以上という言い方というのは、極端な言い方をすると無期限というように、どれくらいになるのかわからないということにもなるので、そこのところはやはり、もしアルバイトを雇えないのであれば、1カ月以内でできないのかどうかとか、そのようなやりとりはしたほうがいいと思います。
- **〇丸野達夫委員長** ほかにありますか。はい、里村委員。
- 〇里村誠悦委員 追加で。

期日はね――まあ、人をふやせないとか何とかといういろんな回答が来ると思うんだけれども、1カ月以上でなく、大体何日ぐらいとかそういうものを提示してもらったほうが、我々の委員会も開きやすいんじゃないかなと思いますけれども。それも追加していただければ。

〇丸野達夫委員長 ほかにありますか。

いずれにせよ、提出の期限があしたなものですから、アルバイトを雇ったところで、あしたの期限には間に合わないということがわかっておりますので、提出期限の延長については、一応今お諮りして延ばさなければいけないんですが、皆様からお問い合わせのあった人をふやして対応できないのかということと、1カ月以内に書類を提出することができないのかという問い合わせは、していきたいと思います。

どうぞ、仲谷委員。

- **〇仲谷良子委員** 例えばね、人をふやすという場合、これは市の予算でふやすことになるのかどうかだと思うんですね。例えばですよ、100条委員会にかかわる予算でふやすのではなくて、市の予算でふやすということになるのかどうなのか。まあ、ふやした場合ですよ。そういうこともきちんとした……。
- **〇丸野達夫委員長** それは、市が負担するべきものではないと思いますけれ ども。
- ○仲谷良子委員 そうすると、これはどこの負担になるわけですか。
- **〇丸野達夫委員長** 青森駅前再開発ビル株式会社だと思います。
- **〇仲谷良子委員** そうすると、その予算というかそういうものは、今の株式会社にですね、今もうなくなってしまったところで、(「いや、なくなってはいないんですけれどね」と呼ぶ者あり)まあ、特別清算の状況ですけれども、そこで出せることになるんですか。
- **〇丸野達夫委員長** 出せるかどうかを判断するのは、我々の役割ではなくて、 我々が今——我々というか、今、御意見としてあるのは、人をふやして調査

することが可能かどうかということと、期限についてはもう少し早められないかという問い合わせをするということなので、できなければできないという回答が来るでしょうし、できればできるという回答が来るので、その予算的なことに関してまでは、我々が踏み込んで相手に対して言うことはできないと思います。よろしいですか。

- **〇仲谷良子委員** あと、日程は、やはりきちんといつまでということで決めて、弁護士のほうにそれは言ったほうがいいかと思います。
- ○丸野達夫委員長 きょう、また後で議論になるんですが、「記録の提出について」を取り上げるので、そのときはそのことを議論したいと思いますけれども、あしたまでの締め切りの件につきましては、提出期限の延長を諮らないといけないと思います。あしたまでは、もう物理的に無理ですので。そして、この資料についていつまでに求めるかを協議して議決しないといけないものですから、そのことについて御意見があればお願いしたいんですが。はい、木戸委員。
- ○木戸喜美男委員 例えば今、請求後約1カ月以上の提出期間とありますけれども、先ほどから聞いていれば、1カ月以上となれば、後がないというか、ずっとあるので、例えば、最大限2カ月なら2カ月の期限で定めていくようにできないものかという上申書に対するお答えというのは、どんなものなのかなと思うんですが。
- **〇丸野達夫委員長** まあ、本委員会でそのように決まれば、そのようにしていきたいとは思いますけれども。

その提出期限については、また後で議論したいと思うので、まず、今回の8月10日までの分のものをいつまで出してくれという、延長を認めるかということを今議論したいと思っているんですが、例えば、今月中までならいいよとか――実は、この後皆さん御存じのとおり9月議会を控えておりまして、9月議会に入る前には入手できるような形をとりたいなとは思っているんですが。(「1回目はそうすればいい」と呼ぶ者あり)ええ、1回目はね。(「その形でいい」と呼ぶ者あり)

そうすると、ちょっと会議等の日程を、議事調査課長お願いいたします。

- ○齋藤賢剛議事調査課長 本年第3回定例会の予定ですけれども、開会は8月31日を予定しております。開会の前までにということで考えれば、最大限長く見てもその前日ということになりますと、8月29日の期限ということが一つは導き出せるかなというようには考えております。
 - 以上でございます。
- **〇丸野達夫委員長** そのことで、事務局的には対応できますか。
- ○齋藤賢剛議事調査課長 あくまでも8月29日を期限とすることですので、 もしかすればその前にいただくこともあるかもしれませんし、開会日の前日

であっても、事務局といたしましては対応は可能であるというようには考え ております。

〇丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局――はいどうぞ、議事調査課長。

- ○齋藤賢剛議事調査課長 大変失礼いたしました。私、先ほど8月31日開会日の前日ということで、8月29日と申し上げましたが、正しくは8月30日の間違いでございます。大変申しわけございません。訂正させていただきます。
- **〇丸野達夫委員長** 今、事務局から、8月30日であっても対応できるということですし、まあ、議会前の区切りのいい時期でもあるんですが、8月30日まで延期を認める方向でよろしいですか。

[「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 全委員の御意見が記録の提出期限の延長を認めるべきとのことですので、改めてお諮りしたいと思います。

記録の提出期限の延長の件を議題といたします。

去る7月31日の本委員会で、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書、公募申請提出日平成24年2月23日、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金交付申請書、交付申請提出日平成24年7月18日、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書、実績報告書提出日平成25年4月9日、地階飲食店の出店に伴う工事の見積書、青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計7通確認された契約書、「アウガ1階水の遊歩道工事①、②」、「アウガ1階1一8区画ガールフレンド」に関する工事の見積書の記録を8月10日までに提出することを決定いたしましたが、同社代表清算人から、現在経理を担当する従業員が1名いるだけであり、請求する書面について管理している者がいないため記録の所在を探すのに時間を要するとの理由により、提出期限を延長してほしいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この申し出には正当な理由があると認め、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書ほか5件の記録の提出期限を、8月30日まで延長することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、記録の提出期限を8月30日まで延長することに決しまし

た。

案件の2「調査事項と出資との関連性について」を議題といたします。 議事調査課長に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の2番目です。調査事項と出資との関連性についてです。

先ほど御説明いたしました鈴木弁護士からの上申書には、記録提出請求に係る調査事項と出資との関連性について、記録の提出に先立ち回答いただきたい旨の申し出がありました。

このことに関連した資料といたしましては、事前に委員の皆様に配付して おります法の解説の資料がありますけれども、こちらの資料の1ページ目に 関連する解説がありますので、これらを参考といたしまして、このことにつ いて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、調査事項と出資との関連性について、どのように回答したらよいかを協議いたしたいと思います。

何もないところから協議を始めますと時間がかかってしまいますので、私が作成した案をもとに協議したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、私の案をもとに協議してまいります。

この案を説明させていただきますと、平成13年1月のアウガのオープンから時系列でこれまでの経緯を記載しておりますが、特に、青森駅前再開発ビル株式会社には多額の公金が投入されてきましたこと、そして、議会には関連する議案を議決してきた責任があることを強調しております。

そして、結論といたしましては、2ページ目の最後の段落の中ほどですが、「今回の記録は、同社の活動が出資等の目的に沿うように行われていたか等を調査する上で必要なものであり、同社の個別の取引行為ではあるものの、その原資には公金が含まれていることから、記録の提出を求めた」としております。

この私の案に対して御意見がありますでしょうか。はい、秋村委員。

○秋村光男委員 今、委員長がおっしゃったとおりだと私も思います。また、 弁護士からいただいています上申書を見ますと、その最後に、本請求書の調 査事項と出資との関連性について、記録の提出に先立ち回答してくださいと いうような記載があります。

これは、我々委員にとってもですね、今要求しているこの資料がどこの解明につながるのかということを知る必要があると私は思っているんですよ。ですから、こちら側で請求するその資料は疑惑のどこを解明することにつな

がるんだということを、ぜひともそこまでつなげていただければありがたい というように考えます。

- **〇丸野達夫委員長** ほかにありますか。はい、藤原委員。
- ○藤原浩平委員 上申書で求めている調査事項と出資との関連性について、これは、議会で関連があるというように確認すれば、そこで通るというわけですので、私どもはこれは絶対必要だと判断していますので、この委員長案でよろしいと思います。
- **○丸野達夫委員長** まあ、解説をすると、第三セクターに対して調査することは、出資の範囲内ということになっているものですから、鈴木弁護士のほうにおいては、その出資の範囲を超えての調査なのかどうかを我々に確認したいということの意味だと私は思っておりますし、それに対してきちんと答えた文書になっていると私は思っておりますので、藤原委員の発言のとおり、我々が必要と判断すれば、それで 100 条調査権の範囲を逸脱するというものではないと確信できると思います。

ほかに御意見ありますか。はい、秋村委員。

- ○秋村光男委員 私の発言内容は、ちょっと意味合いが違いましてですね、こういうことなんです。例えば、鈴木弁護士に資料を請求している平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書、これを要求することによって、我々が普段から疑惑と思っていることのどの部分の解明につながるのかということなんですよ。そこを私は知りたいんです。
- **○丸野達夫委員長** それは、前回説明したんじゃなかったか――はい、山脇委員。
- **○山脇智委員** それは、資料請求がどの調査事項に基づいて行われているかということを明記した上で求めているので、それは今さら示すまでもなく、求めた時点で示されているものだと思うんですけれども。
- **〇丸野達夫委員長** 藤原委員。
- ○藤原浩平委員 あくまでもこの調査が、私たちの委員会で調査する中身が 違法でないのかどうかということの確認を弁護士はしたいと言っているだけ の話ですので、そのことについてだけの議論ですので、オーケーだと思いま す。
- **○丸野達夫委員長** それに、求めるときに、なぜそれを求めるかをたしか書きましたよね――秋村委員、「記録提出請求について」をごらんいただくと、なぜそれを求めたのかが書かれています。後で見ていただければ。

それでは、ただいまの委員からの御意見を踏まえて、この内容のままでよろしいでしょうか――よろしければ、回答文書についてはこのまま議長名で回答することとしたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 では、そのようにしたいと思います。

続きまして、案件の3「記録の提出について」です。

お手元に配付の資料のとおり、新政無所属の会会派の中村委員から記録提 出の要求がありました。

それでは、具体的な調査事項ごとに協議してまいりたいと思います。

まず、具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対して、番号1、青森駅前再開発ビル株式会社内覧業者一覧を示す書類の記録の提出を求めるものであります。

この件に関しまして、提出期限も含めて、中村委員の説明を求めます。中村委員――済みません、「内監業者」でございます。私、「内覧」と読んだそうです。訂正させていただきます。

はい、中村委員。

〇中村美津緒委員 新政無所属の会から、本日改めて、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対しまして、青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す書類の提出を地方自治法第 100 条第 1 項の適用に基づき求めるものです。

理由といたしまして、アウガ問題に関する調査特別委員会が3月29日、3月31日に行われ、そのときの藤原委員の最後の質疑でした。見積もり依頼の指示についての質疑で、経済部長の答弁の中で、平成24年度、内装工事を請け負った施工業者がビル会社のお抱え的な内監業者であったと御答弁をされました。私たち委員も、この内監業者というのをそのとき初めて知ったわけでありまして、藤原委員の後の質疑においても、ますます疑問が広まり、疑惑が深まったと締めております。また、青森駅前再開発ビル株式会社が本市そして国へ提出した実績報告書の文書の中で、工事業者決定について、「工事内容の確認と見積もり金額を照らし合わせ、最終的に決定した。また、当社の内監業者の一つでもあり、見積もり金額が一番安かった点や、地階・地上階の工事にも携わっているため」と記載されておりますことから、平成24年当時の内監業者が何社あり、また、どういった業者が内監業者だったのかを示していただきたいために、この書類の提出を求めるものです。

なお、提出期限といたしましては、先ほどの上申書にもありましたとおり、 約1カ月後といたしまして9月11日を希望するものといたします。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの中村委員の説明に対し、御質疑等ありますか――ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、地方自治法第 100 条第 1 項に基づき記録の提出することでよろしいですか——よろしければ、改めてお諮りしたいと思います。

記録提出の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」(「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」)についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、9月11日までに、青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す書類の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、具体的調査事項1「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項」、2「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」、3「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ1階水の遊歩道工事①』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階1-8区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」及び4「青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対して、番号1、青森駅前再開発ビル株式会社計算書類(決算書一式)第20期、第21期、第22期及び番号2、青森駅前再開発ビル株式会社平成24年度取締役会議事録の記録の提出を求めるものであります。

この件に関しまして、提出期限も含めて、中村委員の説明を求めます。中村委員。

〇中村美津緒委員 続きまして、同じく青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人であります鈴木規央氏に対しまして、地方自治法第 100 条第 1 項の適用に基づく記録の提出ですが、青森駅前再開発ビル株式会社の平成 24 年度、まさに今、この調査事項の中心的な平成 24 年度であります。この平成 24 年度は、多くの疑義が残り、疑惑が深まっている年度でありました。

この平成 24 年度ですが、売上高は下落率が約 23%と過去最下位クラスで

した。空き区画も 15.2%で、これも過去 2 番目に多い年度であったにもかかわらず、平成 13 年 1 月にアウガがオープンして以来唯一の、この年が唯一、営業利益また経常利益が黒字化した特別な年度でありました。過去の議会でも、多くの議員がこの平成 24 年度の黒字化に関して取り上げましたが、翌年からは急激な赤字に転落しております。よって、この年度に何があったのか、その前後の決算書をもとに調査すべきと考えました。ですので——この平成24 年度は第 21 期です。その前の第 20 期、そして第 21 期、次の第 22 期、その前後の 3 期分の決算書一式の提出を求めるものです。

続きまして、番号2、同じく代表清算人である鈴木規央氏に対しまして、 平成24年度の取締役会議事録の提出を地方自治法第100条第1項の適用に 基づき求めるものです。

理由といたしましては、アウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、このときは仲谷委員を初め、藤田委員、藤原委員の質疑中でありましたが、取締役会で諮られていると経済部長が何度も答弁されております。特に、藤田委員のスイーツコーナー、ガールフレンド、「食」街道事業、これは、市として取締役会での工事発注の議案は確認しているのかとの質疑に対しまして、経済部長が、その取締役会については確認しておりますと答弁されておりました。また、藤原委員の、取締役会で工事するのかというやりとりがあったのかどうかとの質疑に対しまして、経済部長は、具体的に日付も答弁しておりました。平成24年4月26日の取締役会で議論されたと答弁されておりますことから、過去の議事録を検閲することで、誰が取締役会で提案し、そして取締役会でどのような議論をされ今日まで至ったのか検証できると考えましたので、平成24年度の取締役会議事録の提出を求めるものであります。以上です。

〇丸野達夫委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの中村委員の説明に対して、質疑等ありますか――なければ、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づいて記録の提出を求める方向でよろしいですか。

それでは、改めて…… (「委員長」と呼ぶ者あり) では、期限をお願いします。

〇中村美津緒委員 申しわけございませんでした。

提出希望期限ですが、先ほどと同様、9月11日とさせていただきたいと思います。

〇丸野達夫委員長 それでは、改めてお諮りしたいと思います。

記録提出の件を議題といたします。

「アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項」(「あおもり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業に係る工事の入札における

見積もり合わせに関する事項」、「ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項」、「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ1階水の遊歩道工事①』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階1-8区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」、「青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項」)についての調査を行うため、地方自治法第 100条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、9 月 11 日までに、(1)青森駅前再開発ビル株式会社計算書類(決算書一式)第 20 期、第 21 期、第 22 期、(2)青森駅前再開発ビル株式会社平成 24 年度取締役会議事録の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

〔中村美津緒委員「委員長」と呼ぶ〕

- **〇丸野達夫委員長** 中村委員。
- **〇中村美津緒委員** 申しわけございません。ちょっと丸野委員長に対しまして要望があります。

先ほどの鈴木規央弁護士のお話ですと、人手不足のために1カ月以上の時間を要するとのことでありましたが、それを少しでも早めるために、1カ月ぐらいの期間をこちらでも受け入れまして、その期間内に提出を求めるものでありましたが、その残っている職員というのが――元職員が残っているとのことでありますが、当時、平成25年度6月からですね、常勤の常務取締役が残っているということでありますので、私たちのこのアウガ問題調査特別委員会が特別清算に支障を来さないように、また、来年のアウガへの庁舎移転に関して影響を及ぼさないように努力をしているものの、向こう方がそういった資料の提出になかなか時間がかかるのであれば、いっそのこと、当時の常務取締役である方を――よく知っていると思いますので、一刻も早く検証するためにですね、証人として呼ぶことも委員長として検討していただきたい旨、私から要望させていただきたいと思います。

〇丸野達夫委員長 意見ですよね。(「要望」と呼ぶ者あり)要望ですね。それは、今後の資料の提出のあり方をもって考えていきたいと思います。

案件の「その他」に入りたいと思いますけれども、委員の皆様から、何か御 意見等ありますか。はい、中村委員。

〇中村美津緒委員 その他といたしまして、これは任意でありますが、青森

市に対しまして、改めてこの場で資料提出の要望をさせていただきたいと思います。

理由について、このまま述べてよろしいでしょうか。

- **〇丸野達夫委員長** いいですよ。
- **〇中村美津緒委員** さきのアウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、 私の質疑内容でちょっとまだ疑義が残っている部分がありました。今回、それこそ焦点になっている補助事業の件であります。

そもそもこの補助事業は、青森市の中心市街地に位置する企業が公平、公正に公募できたのかどうかという疑問を私は持ち、市に質疑したところ、経済部長から、青森市中心市街地活性化協議会の中で議論し、結果としてほかの方から応募がなかったという状況でありますという答弁をいただいております。

本当に、そもそもこの補助金自体が公平、公正に行われていたのかどうか、 この青森市中心市街地活性化協議会でこの補助事業に関して議論したという 議事録の提出を、任意でありますが求めたいと思いますので、委員長、よろ しくお願いいたします。

〇丸野達夫委員長 それでは、ただいま中村委員から、平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録を市に対して任意で求めていきたいという御意見がありましたが、このことについて協議してまいりたいと思います。

ただいまの中村委員の説明に、質疑等ありますか――ありませんか。

それでは、平成24年度青森市中心市街地活性化協議会議事録を市に対して 任意で求めることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、平成24年度青森市中心市街地活性化協議会議事録を市に対して任意に求めることといたします。

期日は、どの程度を希望いたしますか。(「10 日」と呼ぶ者あり) 10 日程度 でよろしいですか。

それでは、10日程度で求めることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 きょうから起算して 10 日、(「21 日になります」呼ぶ者 あり) じゃあ、8月21日でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、提出期限を8月21日としたいと思います。 それでは、「事務の検査の日時」を議題といたします。

地方自治法第98条第1項の規定に基づく青森市「食」街道めぐり事業の事務の検査につきまして、あす8月10日午後1時30分から午後4時30分までの3時間程度、第4委員会室で行いますので、検査に参加する委員は御参集

を願います。おくれても可能ですので、どうぞ時間調整の上御参加していた だきたいと思います。

次に、(発言する者あり) ――そうです。前回地方自治法第 98 条で求めた 資料を、あした――オリジナル文書ですので、コピーしてお渡しすることが できないものですから、皆さんに見ていただくという形をとります。

よろしいですか。はい、秋村委員。

- ○秋村光男委員 ごめんなさい。今の話、もう1回簡単に……。
- ○丸野達夫委員長 要は、地方自治法第98条第1項の規定に基づいて青森市に求めた補助金に関する資料がありましたよね。あしたがその締切日なんですよ。そして、あしたの締切日に応じて市が公開してくれることになったものですから、そしてまた、オリジナルの文書なものですから、コピーができなくて、皆様に見ていただくことしかできないので、時間を午後1時半から午後4時半と一応定めましたけれども、多少時間が前後してもそれは構いませんので、御参加して見てくださいということです。(「了解しました」と呼ぶ者あり)見たくなければ見なくても結構ですよ。(「場所はどこ」と呼ぶ者あり)第4委員会室です。(「何人も一緒に見られるものですか」と呼ぶ者あり)オリジナルのものが1部ですので、分解してやるようにはしますけれども、まだ私も物を見てないので、どの程度分解できるのかがわかりませんが、事務局でそのように対応してくれると思いますので、並行して見られるようにしたいと思います。

そういう説明でいいですか――議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 事前に事務局で経済部に確認している限りにおきましては、大体、書類といたしましては、いわゆるドッチファイルの簿冊1冊分であるということでした。ですので、ファイリングされておりますので、皆さん同時に見ていただくためには、その中身をばらして、同時並行的に一これは、あくまでも地方自治法第98条第1項に基づくものは事務の検査になりますので、青森市「食」街道めぐり事業の事務の執行が適正にされていたかどうかを関係書類を検閲して検査していただくという内容になりますので、その検査を明日午後1時半から第4委員会室で、その書類の原本を準備しておりますので、参加できる委員の皆さんは参加していただいて、手分けして事務の適正な執行状況を検査していただきたいということです。

もちろん、メモ等は可能ですし、事務局でもメモできるような任意の様式 も準備しておりますので、基本的に筆記用具だけ御持参いただければと思い ます。

以上でございます。

- **〇丸野達夫委員長** 写真、コピーはだめですよね。
- ○齋藤賢剛議事調査課長 ええ。基本的に考えているのは、あくまでも記録

を見ていただいて、もし指摘事項等がありましたら、私どもで用意した任意 の様式に記載していただいて、それを事務局まで提出していただくという段 取りで一応考えております。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次回のアウガ問題調査特別委員会は、あす実施する事務の検査結果の確認等を行うため開催したいと考えております。開催日は、大変申しわけございませんが、8月16日午前10時等を考えておりますが、(「盆のさなかにか」と呼ぶ者あり)はい。その批判は、甘んじて受けなければいけないと思っておりますが、調査はやはり早めないといけないものですから……。8月16日午前10時を第一候補として考えておりますが、よろしいでしょうか。(「しゃあないな」と呼ぶ者あり)まあ、出席できなければできないで、それは構わないんですが、一応そのようにしたいと思いますので、それでは、次回の本委員会の開催は、8月16日午前10時といたします。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(会議終了)